

休学希望者 各位

病気その他特別の理由により引き続き2か月以上修学することができず、休学を希望するときは、休学開始希望月の前々月末日までに休学願を提出してください（病気等、健康上の理由により休学する場合は、医師による診断書を添付してください）。

なお、9月休学開始を希望する場合に限り、学内手続きの都合上、6月末までに申請を行ってください。

休学中は履修登録を含め、学修に係る活動は一切できませんので、履修状況、論文進捗等、必ず教育研究面について主指導教員に相談した上で、主指導教員及び主指導教員の所属長の承認を得て休学願を提出してください。

(1) 休学期間について（担当：教育支援課教務係）

博士前期課程又は博士後期課程ごとに通算して1年間まで休学することができます。ただし、特別の理由がある場合は、それぞれ1年を限度として、延長を認めることがあります。

なお、休学中の期間は標準修業年限、長期履修期間及び在学年限に算入しません。

- ・博士前期課程：標準修業年限2年、在学年限4年
- ・博士後期課程：標準修業年限3年、在学年限6年

(2) 授業料について（担当：教育支援課教務係/会計課経理係）

休学を申請するには、休学前までの授業料を納入していなければいけません。

休学中の授業料は徴収しませんが、以下の規則により休学期間中の授業料を支払わなければならない場合があります。詳細は次ページの具体例を参照し、不明な点は教育支援課教務係に確認してください。

- ・授業料は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）に分けて徴収し、納入時期はそれぞれ4月、10月とする。（学則第45条）
- ・納入した授業料は返還しない。（学則第46条）

※ただし、4月に前期分と後期分の授業料を一括して納入した場合で後期に係る授業料の納入時期前に休学した場合、後期分を還付することがある。

(3) 休学の延長について（担当：教育支援課教務係）

休学許可期間終了後は自動的に復学します。休学の延長を希望する場合は、必ず、休学期間終了月の前月末日までに再度休学の申請をしてください。

(4) 奨学金について（担当：学生支援課学生生活係）

奨学金を受けている者は、学生支援課学生生活係で休止手続きをしてください。

(5) 学生寄宿舎について（担当：学生支援課学生生活係）

休学期間中も寄宿舎に引き続き入居することを希望する場合は、必ず、学生支援課学生生活係に問い合わせてください。

(6) TA・RA・LA・UA・研究員について（担当：人事労務課教員係）

TA・RA・LA・UA・研究員として採用されている場合は、自筆で退職願を作成し、提出してください。

(7) 図書館利用について（担当：研究推進課図書館サービス係）

休学中であっても、有効期限内の学生証があれば在学中と同様に利用可能です。

(8) 在留資格について (担当：学生支援課留学生係)

在留資格「留学」は、日本で教育機関に在籍して教育を受ける活動を行う者に与えられている在留資格なので、休学、すなわち大学で勉強や研究活動を行わない場合は、「留学」の在留資格を満たさないとみなされ、在留資格「留学」のままで日本に滞在し続けることはできません。

また、休学中に在留資格「留学」のまま、アルバイトを行うことも認められていません。

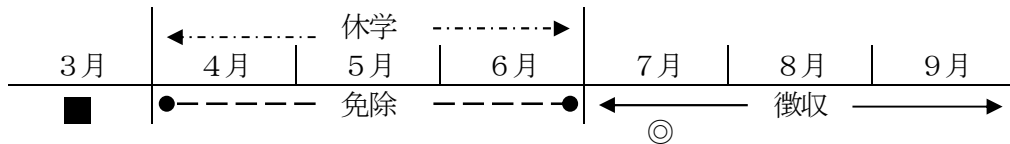
在留資格にあった活動を3か月行わずに在留している場合には、在留資格取り消しの対象となりますので、休学中も日本に留まる必要がある場合は、休学前に入国管理局に相談して、その活動に応じた在留資格へ変更してください。

【授業料徴収の具体例】

■は休学許可、◎は徴収対象期間の授業料納入の時期を示します。

① 3月末日又は9月末日までに、前期又は後期の期間の休学が許可された場合には、休学期間中の授業料は徴収しません。

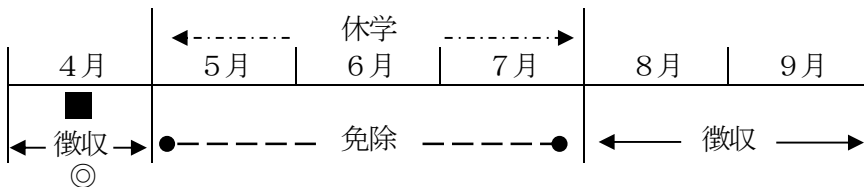
例：3月末日までに4月～6月までの休学が許可された場合、7～9月分の授業料は7月に納入します。



② 4月10日又は10月10日までに、前期（5月以降）又は後期（11月以降）の期間の休学を願い出て、許可された場合には、休学期間中の授業料は徴収しません。

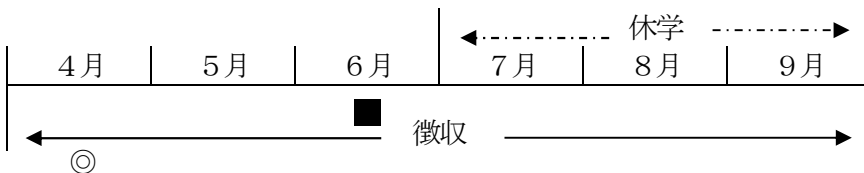
(この申請期日を過ぎた場合は、前期分又は後期分の授業料の全額を徴収します)

例：4月に5月～7月までの休学を許可された場合、4月及び8～9月分の授業料は4月に納入します。



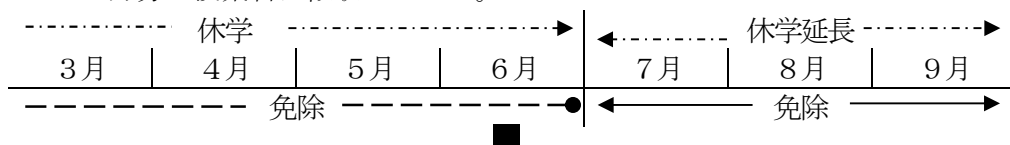
③ ②の時期以降に、前期分又は後期分の期間の休学を願い出て、許可された場合には、前期分又は後期分の授業料を全額徴収し、返還しません。なお、授業料を納めていない場合は、休学願を受理しません。

例：6月中に7月～9月までの休学を許可された場合、前期分は全額徴収します。



④ 前期又は後期の途中までの休学が許可されており、特別の理由で休学が引き続き許可された場合には、休学延長期間の授業料は徴収しません。

例：6月まで休学しており、6月末日までに7月～9月までの休学が許可された場合、7～9月分の授業料は徴収しません。



注意：期の途中から休学している場合は、休学を延長しても授業料は免除しません。

また、休学延長の許可は、休学終了月の前月末までに（例の場合、5月末までに）願い出た場合に限ります。